



平成 29 年 11 月 28 日
沖縄電力株式会社

自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による
自己株式の買付けに関するお知らせについて
（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）

当社は、平成 29 年 11 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上および機動的な資本政策を実施するため
2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	普通株式
(2)取得し得る株式の総数	1,750,000 株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.05%）
(3)株式の取得価額の総額	60 億円（上限）
(4)取得期間	平成 29 年 11 月 29 日～平成 29 年 12 月 22 日
(5)取得方法	自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付け

3. 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関する事項
(1)取得の方法

本日（平成 29 年 11 月 28 日）の終値 2,794 円（最終特別気配を含む）で、平成 29 年 11 月 29 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

- (2)取得の内容

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得する株式の総数	1,750,000 株
③取得結果の公表	午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

（注 1）当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向により、一部または全部の取得が行われな可能性もある。

（注 2）取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

4. 上記取得後における自己株式の取得方法等

平成 29 年 11 月 30 日から平成 29 年 12 月 22 日までの期間において、上記 2 に記載の取締役会において決議した取得する株式の総数および株式の取得価額から、それぞれ上記 3 に記載の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得した株式の総数および取得価額の総額を控除した数量および金額を上限として、自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付けによる自己株式の取得を継続します。

〔ご参考〕平成 29 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	43,217,401 株
自己株式数	156,287 株

以上